

第10回彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会 次第

日時：平成28年9月23日（金）

午後2時00分～

場所：豊栄のさと 2階視聴覚室

1 開会

2 新しい委員等の紹介

3 委員長あいさつ

4 報告

(1) 公開・非公開のあり方について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

(2) 公募結果について・・・・・・・・・・・・・・・・資料2

5 確認事項

(1) 評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・資料3

(2) 選定委員会の今後のスケジュール・・・・・・・・資料4

6 議題

資格判定評価（一次評価）および適性評価（二次評価）の結果について・・・資料5

【配付資料一覧】

資料1-1 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会における
今後の委員会開催のあり方に対する回答一覧

資料1-2 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地応募状況および
今後の選定委員会開催予定について

資料2-1 公募結果について

資料2-2 応募地（5地域）の説明

資料2-3 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会等の経緯

資料2-4 正式応募以外の動向および報道機関の掲載状況

資料3 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会中間報告（抜粋）

資料4 選定委員会の今後のスケジュール

資料5-1 資格判定評価結果および根拠資料

資料5-2 適性評価結果および評価の考え方

参考資料 応募地に係るその他の情報

彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会名簿

○要綱第3条に定める委員

<敬称略・順不同>

区 分		氏 名	所 属 等
学識経験者 (2人)	委員 長	金 谷 健	滋賀県立大学環境科学部 教授
	副委員 長	橋 本 征 二	立命館大学理工学部 教授
専門委員 (3人)		善 定 亮 太	滋賀県彦根警察署交通課 課長
		松 本 光 右	中坊法律事務所 弁護士
		桃 瀬 公 成	第一不動産鑑定所 不動産鑑定士
公募委員 (1人)		嶋 中 まさ子	
環境衛生委員 (5人)		平 山 奈央子	NPO法人エコネット近畿 理事
		清 水 靖 弘	愛荘町区長総代会 会長
		七 里 咲 江	元豊郷町廃棄物減量等推進協議会 副会長
		中 山 進	元甲良町廃棄物不法投棄監視員
		土 田 雅 孝	多賀町環境審議会 会長

計11人

○要綱第4条に定めるオブザーバー

区 分	氏 名	所 属 等
オブザーバー (6人)	卯 田 隆	滋賀県湖東環境事務所 所長
	宮 川 伸 夫	彦根市生活環境課 課長
	北 川 元 洋	愛荘町環境対策課 主監
	馬 場 貞 子	豊郷町住民生活課 課長
	米 田 志保子	甲良町住民課 課長
	喜 多 誠	多賀町産業環境課 課長

○要綱第10条に定める事務局

区 分	氏 名	所 属 等
事務局 (6人)	橋 本 公 志	彦根愛知犬上広域行政組合 事務局長
	村 田 淳 樹	彦根愛知犬上広域行政組合総務課 課長
	林 善 和	彦根愛知犬上広域行政組合建設推進室 室長
	村 上 義 一	彦根愛知犬上広域行政組合建設推進室 主幹
	植 田 亮 平	彦根愛知犬上広域行政組合建設推進室 室長補佐
	柴 谷 充 典	彦根愛知犬上広域行政組合建設推進室 主査

○彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会支援委託業者

区 分	氏 名	所 属 等
中外テクノス株式会社 関西支社 (5人)	川 口 晃 司	地球エネルギー事業推進室 室長
	岡 崎 昇	地球エネルギー事業推進室 課長補佐
	倉 本 幸 枝	地球エネルギー事業推進室 主任補
	日 下 亮	地球エネルギー事業推進室 主任補
	松 下 元 彦	営業部 営業一課 主事

彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会における
今後の委員会開催のあり方に対する回答一覧

委員名	公開・非公開 意思表示	回答日
金谷委員長	非公開	8/18(木)
橋本副委員長	非公開	8/26(月) 郵送
松本委員	非公開	8/10(水) 郵送
桃瀬委員	非公開	8/12(金)
善定委員	非公開	8/10(水)
嶋中委員	非公開	8/18(木)
平山委員	非公開	8/10(水)
清水委員	非公開	8/18(木)
七里委員	非公開	8/9(火)
中山委員	非公開	8/10(水)
土田委員	非公開	8/12(金)
西澤前委員	非公開	8/18(木)

彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町で計画している広域新ごみ処理施設の建設候補地(以下「建設候補地」という。)を選定するため、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌し、その調査および検討結果を彦根愛知犬上広域行政組合(以下「組合」という。)の管理者に報告する。

- (1) 募集要件に関すること。
- (2) 選定要件に関すること。
- (3) 候補地の評価、選定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから組合の管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門委員
- (3) 公募委員
- (4) 環境衛生委員
- (5) その他管理者が必要と認める者

(オブザーバー)

第4条 委員会に、オブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、管理者が行政関係者から委嘱する。

3 オブザーバーは、委員会に出席して意見を述べることができる。

4 オブザーバーは、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(任期)

第5条 委員およびオブザーバーの任期は、第2条の任務が終了するまでとする。

2 管理者は、委員およびオブザーバーが委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員

およびオブザーバーを解任することができる。

3 管理者は、委員およびオブザーバーが諸事情により欠員となった場合には、当該委員の残りの任期について補充委員およびオブザーバーを委嘱することができる。

4 委員およびオブザーバーに必要な要件は、管理者が別に定める。

(委員長および副委員長)

第6条 委員会に委員長1人および副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、公開しないことができる。

2 その他委員会の公開に関する事および傍聴に関する手続き等については、管理者が別に定める。

(委員の守秘義務)

第9条 委員およびオブザーバーは、職務上知り得た秘密および事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、任期が終了した後も同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の運営および庶務は、組合にて行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地応募状況および 今後の選定委員会開催予定について

1 募集期間

平成 27 年 10 月 15 日（木）8 時 30 分 ～

平成 28 年 7 月 29 日（金）17 時 00 分

2 応募状況

5 地域

すべて区（自治会）より応募

3 応募地の詳細

彦根市管内：3 地域

愛荘町管内：2 地域

4 今後の選定委員会開催予定（すべて非公開）

○第 10 回選定委員会・・・平成 28 年 9 月 23 日（金）14 時から
応募状況の報告

第一次（資格判定評価）、第二次審査（適性評価）の途
中経過

○第 11 回選定委員会・・・平成 28 年 10 月～11 月中開催予定
応募地視察（選定委員、オブザーバー）

○第 12・13 回選定委員会・・・平成 28 年 11 月 28 日（月）10 時から
第二次審査（適性評価・最終審査）

5 その他

・平成 27 年度までに開催いたしました選定委員会において、応募終了後の第 10 回選定委員会より、①個人情報の保護。②応募地の関係する住民への配慮。③選定委員会での委員の客観的な発言を妨げないため。④応募地の公表につながることを防ぐため。など事業遂行に支障を及ぼす懸念がある検討内容であることから非公開のもと開催することが確認・決定しております。

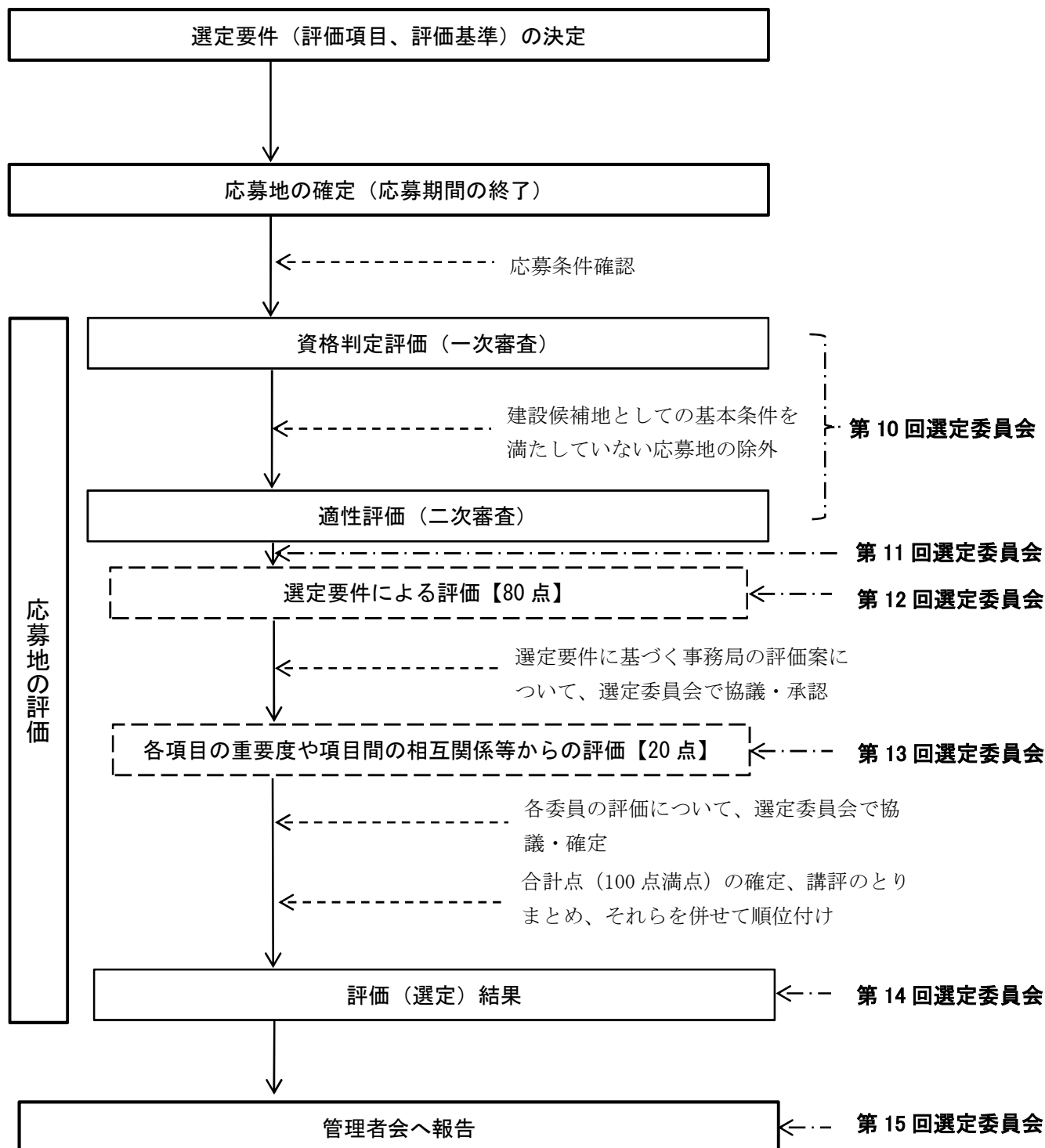
・第 11 回選定委員会の応募地視察につきましては、公平・平等に評価する観点から、区（自治会）の立ち合いを求めないこととし、開催予定日を公表いたしません。視察は、応募地に入ることなく公道等を利用し周りからの視察といたします。

彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会中間報告（抜粋）

4. 建設候補地選定の流れ

建設候補地選定にあたり、客観性、合理性、妥当性が確保された評価を行うため、応募地の確定前に評価方法を確定しました。

選定委員会における建設候補地選定までの流れは、以下のとおりです。



5. 応募地の評価方法

(1) 資格判定評価（一次審査）

建設候補地としての基本条件を満たしているかを判定します。法的規制の有無等、公募要件に明記していない条件を対象に、建設不可能もしくは整備スケジュールが著しく遅滞する恐れのある土地を除外します。

表4 資格判定評価（一次審査）評価項目、評価基準

判定項目	判定基準
法規定の有無	<p>適：以下に挙げる指定等が存在しない。</p> <p>不適：以下に挙げる指定等が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国定公園（自然公園法） ・ 県立自然公園（自然公園法） ・ 保安林（森林法） ・ 史跡・名勝・天然記念物（文化財保護法） ・ 鳥獣保護区のうち特別保護地区（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律） ・ 保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）

(2) 適性評価（二次審査）

資格判定評価（一次審査）を通過した応募地について、建設候補地としての適性の数値化による評価を行います。

評価は「①選定要件（22項目）による評価」（80点分）と、選定要件の結果を受け、委員会として「②各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価」（20点分）の合計100点満点で行います。①および②の合計点に加え、建設候補地の適性に関わる懸念事項等をまとめた「講評」を併せ、順位付けを行います。

① 選定要件による評価（配点：80点※1）

選定要件（評価項目、評価基準）に基づき、建設候補地としての適性を評価します。各評価項目への配点は一律3点とし、評価基準の判定に応じた点数または相対的な判定としての計算式を用いて行います。

表5 適性評価（二次審査）採点方法

評価項目 No	判定方法		点数	
No. 1～15 No. 22	評価基準による判定	応募地の現況を、予め設定したA～Cの基準にあてはめて点数を決める。	A	3点
			B	2点
			C	1点
No. 16～21	相対的な判定	最も評価の高い応募地を3点として、計算式によって点数を決める。	計算式に応じた点数※2	

※1 合計点（満点）は1項目3点×22項目=66点となりますが、80点満点となるように換算します。

※2 計算式による採点は、小数点以下2桁までの四捨五入とします。

表6 適性評価（二次審査）評価項目、評価基準

視点	評価項目	評価基準
安全・安心の確保の視点	<p><u>活断層との関係</u> 断層のずれが発生した場合、断層の隣接地の構造物等に多大な被害が生じるため、敷地内に活断層が存在しない方を優先する。</p>	<p>A：活断層から6 kmより離れている B：敷地内に活断層は存在しないが、6 km以内に存在する C：敷地内に活断層が存在する</p>
	<p><u>地盤の軟弱強度</u> 地質図調査等により、軟弱地盤ではない方を優先する。</p>	<p>A：軟弱地盤ではない B：軟弱地盤だが、支持力の確保は可能 C：軟弱地盤であり、支持力確保のため大規模な対策が必要</p>
	<p><u>災害関連法の指定の有無</u> 以下の指定地区に指定されていない方を優先する。 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、河川保全区域、山腹崩壊危険地区、土砂流出危険区域、崩壊土砂流出危険地区、災害危険区域、重要水防区域</p>	<p>A：指定されていない B：指定されているが影響は軽微 C：指定されており影響が大きい</p>
	<p><u>その他危険地域の設定の有無</u> 以下の指定地区に指定されていない方を優先する。 浸水想定地域、地すべり危険箇所、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p>	<p>A：指定されていない B：指定されているが影響は軽微 C：指定されており影響が大きい</p>
	<p><u>住宅との位置関係</u> 敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠い方を優先する。</p>	<p>A：100mより遠い B：50mより遠く、100m以下 C：50m以下</p>
	<p><u>教育・医療福祉施設との位置関係</u> 教育・医療福祉施設（小学校・中学校・養護学校、病院、診療所、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設）への来館・通学等に対して予想される影響の小さい方を優先する。</p>	<p>A：影響はない B：影響は軽微 C：影響が大きい</p>

視点	評価項目	評価基準
環境への配慮の視点	<u>農業振興地域指定状況</u> 農用地区域に指定されていない方を優先する。	A：指定されていない B：農業振興地域に指定されている C：農用地区域に指定されている
	<u>都市計画区域の指定状況</u> 住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域や市街化調整区域等を優先する。	A：工業系の用途地域に指定 B：用途指定なし C：住宅系、商業系の用途地域に指定
	<u>道路混雑度</u> 原則、施設整備による交通量の増加後の混雑度が低い方を優先するが、立地条件上の課題の内容を踏まえ、総合的に判断する。	A：混雑度 1.25 未満 B：混雑度 1.25 以上～1.75 未満 C：混雑度 1.75 以上
	<u>地域性緑地等の指定状況</u> 以下の指定地区に指定されていない方を優先する。 緑地環境保全地域、風致地区、緑地保全地区	A：指定されていない B：— C：指定されている
	<u>重要な動植物等の生息状況</u> 重要な動植物等の生息域（鳥獣保護区、希少動植物の保護区等）がない方を優先する。	A：指定されていない B：— C：指定されている
	<u>指定文化財、埋蔵文化財の有無</u> 文化財関係法等の指定がない方を優先する。	A：指定されていない B：— C：指定されている
計画的な財政運営の視点	<u>敷地面積</u> 施設の配置に向けて、応募条件である 4～5 ha の敷地面積を優先する。	A：4～5 ha B：A評価よりやや小さい／大きい C：A評価より著しく小さい／大きい
	<u>敷地の形状</u> 100m×100m の正方形の配置が容易な敷地を優先する。	A：配置は十分に可能 B：配置はほぼ可能 C：配置は困難
	<u>障害物の有無</u> 施設建設に支障のある障害物がない方を優先する。	A：敷地内に障害物がない B：敷地内に障害物があり、施設の配置に配慮が必要 C：敷地内に障害物があり、施設の配置に制限が生じる

視点	評価項目	評価基準
計画的な財政運営の視点	16 <u>造成費及び用役整備費</u> 概算造成費、用役（電気・用水・排水）整備費（概算）が安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の造成・用役整備費÷当該応募地の造成・用役整備費
	17 <u>用地取得費</u> 取得予定面積と用地単価から用地取得概算費用を算定し、安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の用地取得費÷当該応募地の用地取得費
	18 <u>道路整備費</u> 応募地の道路整備費用（概算）が安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の道路整備費÷当該応募地の道路整備費
	19 <u>収集運搬効率</u> 収集運搬効率がよい（各構成市町の人口重心との距離及び人口比率を考慮した値が小さい）方を優先する。	点数＝配点×最も短い応募地の収集運搬距離÷当該応募地の収集運搬距離
合意形成	20 <u>土地所有者</u> 土地所有者が少ない方を優先する。	点数＝配点×最も少ない応募地の土地所有者数÷当該応募地の土地所有者数
	21 <u>地域における合意状況</u> 応募時提出書類の区（自治会）総会議事録における賛同者の割合が高い方を優先する。	点数＝配点×当該応募地の賛同者割合÷最も高い応募地の賛同者割合
	22 <u>近隣市までの距離</u> 敷地境界から組合圏域に隣接する近隣市までの直線距離が遠い方を優先する。	A：6 km より遠い B：3 km より遠く 6 km 以下 C：3 km 以下

②各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（配点：20点）

応募地ごとに、各委員の考える評価項目（22項目）の重要度や項目間の相互関係等から建設候補地としての適性を評価します。

採点は、各委員において、全体的な評価もしくは視点（4視点）ごとの評価により行います。

その際、点数化が困難な場合は、「A～D」判定で評価を行い、各判定の得点化により採点します。

表7 各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価 採点方法

評価	評価内容	得点化	例：全体的な評価の場合
A	非常に優れている	配点×100%	20
B	優れている	配点×75%	15
C	やや劣っている	配点×50%	10
D	劣っている	配点×25%	5

※1 応募地ごとに各委員の評価点を統一（平均）し、最終的な選定委員会での評価結果とします。

(3) 評価（選定）結果（合計点と講評を併せて順位付け）

「選定要件による評価（配点：80点）」と「各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（配点：20点）」の結果を合計し、100点満点中の評価点を算出します。評価点の高い応募地から建設候補地としての優先順位が高いものとし、評価に関する議論内容や、建設候補地としての適性に関する懸念事項等を「講評」としてまとめます。最終的に、合計点と講評を併せ、応募地の順位付けの結果を管理者会へ報告します。

選定要件（評価項目、評価基準）

1. 資格判定評価（一次審査）

- ＜判定方法＞ ・建設候補地としての基本条件を満たしている場合は「適」、満たしていない場合は「不適」とする。
- ・「不適」が1つでも該当した場合は、事業遂行が不可能もしくは著しく遅滞するおそれがあるため、適正評価審査（二次審査）の対象から除外する。

判定項目	判定基準	設定根拠
法規定の有無	適：以下に挙げる指定等が存在しない。 不適：以下に挙げる指定等が存在する。 国定公園（自然公園法） 県立自然公園（自然公園法） 保安林（森林法） 史跡・名勝・天然記念物（文化財保護法） 鳥獣特別保護区（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律） 保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）	撤去や移設が困難、かつ法規制の解除にあたって国の許可が必要であり、事業スケジュールが遅延する恐れがあるため。 ※以下は対象区域内に存在しない、もしくは国有地であるため非該当とする。 ・国立公園 ・国有林 ・歴史的風土特別保存地域 ・伝統的建造物群保存地区 ・原生自然環境保全区域

2. 適正評価（二次審査）

- ＜評価方法＞ ・評価基準に基づき、基本的に3段階で建設候補地としての適正を評価し、点数化する。

視点	No.	評価項目	評価の考え方	評価基準			備考 (評価基準資料)
				A	B	C	
安全・安心の確保の視点	1	活断層との関係	断層のずれが発生した場合、断層の隣接地の構造物等に多大な被害が生じるため、敷地内に活断層が存在しない方を優先する。	活断層から6kmより離れている	敷地内に活断層は存在しないが、6km以内に存在する	敷地内に活断層が存在する	活断層分布については、「新編日本の活断層 分布と資料（東京大学出版会）」、「近畿の活断層（東京大学出版会）」、「活断層データベース（産業技術総合研究所）」による。 活断層からの距離については、「大震災に学ぶ—阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 第2編（土木学会）」による。
	2	地盤の軟弱強度	地質図調査等により、軟弱地盤ではない方を優先する。	軟弱地盤ではない	軟弱地盤だが、支持力の確保は可能	軟弱地盤であり、支持力確保のため大規模な対策が必要	「5万分の1都道府県土地分類基本調査表層地質図」、「沖積層等厚線図（滋賀県地域防災計画）」による。
	3	災害関連法の指定の有無	以下の指定地区に指定されていない方を優先する。 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、河川保全区域、山腹崩壊危険区域、土砂流出危険区域、崩壊土砂流出危険区域、災害危険区域、重要水防区域	指定されていない	指定されているが影響は軽微	指定されており影響が大きい	指定の有無、立地条件（崖の有無等）を踏まえ、各委員の意見により評価する。
	4	その他危険地域の設定の有無	以下の指定地区に指定されていない方を優先する。 浸水想定地域、地すべり危険箇所、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	指定されていない	指定されているが影響は軽微	指定されており影響が大きい	指定の有無、立地条件（崖の有無等）を踏まえ、各委員の意見により評価する。
	5	住宅との位置関係	敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠い方を優先する。	100mより遠い	50mより遠く、100m以下	50m以下	騒音規制法 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準における備考（「学校・保育所・病院・特別養護老人ホーム等の周囲概ね50mの区域内における当該基準は、それぞれ5dBを減じた値とする）による。
	6	教育・医療福祉施設との位置関係	教育・医療福祉施設（小学校・中学校・養護学校、病院、診療所、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設）への来館・通学等に対して予想される影響の小さい方を優先する。	影響はない	影響は軽微	影響が大きい	立地条件（通学路との重複等）と距離を踏まえ、各委員の意見により評価する。
環境への配慮の視点	7	農業振興地域指定状況	農用地区域に指定されていない方を優先する。	指定されていない	農業振興地域に指定されている	農用地区域に指定されている	「農業振興地域の整備に関する法律」、「滋賀県農業振興地域整備計画（農用地利用計画）」による。
	8	都市計画区域の指定状況	住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域や市街化調整区域等を優先する。	工業系の用途地域に指定	用途指定なし	住宅系、商業系の用途地域に指定	各市町都市計画による。
	9	道路混雑度	原則、施設整備による交通量の増加後の混雑度が低い方を優先するが、立地条件上の課題の内容を踏まえ、総合的に判断する。	混雑度1.25未満	混雑度1.25以上～1.75未満	混雑度1.75以上	「道路の交通容量（日本道路協会）」による。なお、必要に応じて立地条件上の課題について各委員の意見を考慮する。
	10	地域性緑地等の指定状況	以下の指定地区に指定されていない方を優先する。 緑地環境保全地域、風致地区、緑地保全地区	指定されていない	—	指定されている	緑地環境保全地域については「滋賀県自然環境保護条例」、風致地区及び緑地保全地区については各市町都市計画による。
	11	重要な動植物等の生息状況	重要な動植物等の生息域（鳥獣保護区、希少動植物の保護区等）がない方を優先する。	指定されていない	—	指定されている	「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」における「生育・生息地保護区」及び「守りたい育てたい湖国の自然100選」の指定区域、「鳥獣保護法」に基づく「鳥獣保護区」による。
	12	指定文化財、埋蔵文化財の有無	文化財関係法等の指定がない方を優先する。	指定されていない	—	指定されている	文化財保護法及び滋賀県文化財保護条例にもとづく指定状況による。
計画的な財政運営の視点	13	敷地面積	施設の配置に向けて、応募条件である4～5haの敷地面積を優先する。	4～5ha	A評価よりやや小さい/大きい	A評価より著しく小さい/大きい	応募地の面積を踏まえ、各委員の意見により評価する。
	14	敷地の形状	100m×100mの正方形の配置が容易な敷地を優先する。	配置は充分に可能	配置はほぼ可能	配置は困難	応募地の形状を踏まえ、各委員の意見により評価する。
	15	障害物の有無	施設建設に支障のある障害物がない方を優先する。	敷地内に障害物がない	敷地内に障害物があり、施設の配置に配慮が必要	敷地内に障害物があり、施設の配置に制限が生じる	応募地の各委員の意見により評価する。
	16	造成費及び用役整備費	概算造成費、用役（電気・用水・排水）整備費（概算）が安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の造成・用役整備費÷当該応募地の造成・用役整備費			造成費：敷地内の平地確保に要する造成費 電気整備費：引き込みに要する負担金等 用水整備費：引き込みに要する整備費 排水整備費：放流水路への接続に要する整備費
	17	用地取得費	取得予定面積と用地単価から用地取得概算費用を算定し、安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の用地取得費÷当該応募地の用地取得費			用地取得費：路線価
	18	道路整備費	応募地の道路整備費用（概算）が安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の道路整備費÷当該応募地の道路整備費			道路整備費：取付道路、必要な拡幅等の整備費
合意形成	19	収集運搬効率	収集運搬効率がよい（各構成市町の人口重心との距離及び人口比率を考慮した値が小さい）方を優先する。	点数＝配点×最も短い応募地の収集運搬距離÷当該応募地の収集運搬距離			収集運搬距離：各構成市町との人口重心から応募地への距離に、組合における各構成市町の人口割合を乗じ、その合計を算出
	20	土地所有者	土地所有者が少ない方を優先する。	点数＝配点×最も少ない応募地の土地所有者数÷当該応募地の土地所有者数			土地所有者の人数
	21	地域における合意状況	応募時提出書類の区（自治会）総会議事録における賛同者の割合が高い方を優先する。	点数＝配点×当該応募地の賛同者割合÷最も高い応募地の賛同者割合			各地区の総会における出席者中の賛同者の割合
	22	近隣市までの距離	敷地境界から組合圏域に隣接する近隣市までの直線距離が遠い方を優先する。	6kmより遠い	3kmより遠く6km以下	3km以下	「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）」の「煙突排ガスによる影響の調査対象地域設定例」による。